

令和 8 年 8 月 28 日

大 阪 市

重要なお知らせ

工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて

令和 9 年 4 月以降に公告する案件の物件等級区分について、次のとおり改正しますのでお知らせします。

1 物件等級区分について

工事 種目	物件 等級	経営事項審査の 総合評定値(P 点)	発注予定価格(税込)	
			現行	改正後
土木 工事	A	1,100 点以上	3 億円以上	<u>4 億円以上</u>
	B	1,100 点未満 800 点以上	3 億円未満 1 億円以上	<u>4 億円未満</u> <u>1.2 億円以上</u>
	C	800 点未満 600 点以上	1 億円未満 3,000 万円以上	<u>1.2 億円未満</u> 3,000 万円以上
	D	600 点未満	3,000 万円未満	3,000 万円未満
建築 工事	A	1,100 点以上	6 億円以上	<u>8 億円以上</u>
	B	1,100 点未満 800 点以上	6 億円未満 1.8 億円以上	<u>8 億円未満</u> 1.8 億円以上
	C	800 点未満 650 点以上	1.8 億円未満 4,000 万円以上	1.8 億円未満 4,000 万円以上
	D	650 点未満	4,000 万円未満	4,000 万円未満

2 実施時期 令和 9 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。